

# お知らせ

## 固定資産の現況調査等を実施します

町では、7月から年末にかけて、固定資産税に係る現況調査や家屋調査を実施します。調査の際は、固定資産評価補助員証を携帯し、名札を着用した職員が伺いますので、ご協力ください。

### 現況調査

法律により毎年の実施が義務付けられており、町内全域を巡回し、固定資産の異動の有無などを確認します。

### 家屋調査

住宅や車庫などの新增築家屋の評価のため、事前に日程調整のうえ訪問し、家屋の寸法、仕上、設備等を確認します。

**問** 税務課資産税係（☎ 23 - 2333）

## 給水装置および排水設備の工事の申込みは当別町指定業者へ

給水装置および排水設備の新設や改造、修理などの工事をする場合は、必ず町の指定業者へ申込みをしてください。

水道水の供給を受けるための給水装置および汚水を排水する排水設備の構造や材質が不適切であると、安全で良質な水道水の供給を受けられないばかりでなく、公衆衛生上も問題が発生する恐れがあります。そのため町では、修理などの工事を適正に施行できると認められる工事事業者を指定しています。

指定業者は、上下水道課に問合せいただくか、町ホームページでご確認ください。

**問** 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）

## 情報公開・個人情報保護制度の開示状況（令和4年度）

### 【当別町】

◆情報公開制度 開示請求9件（開示状況：全部開示2件、一部開示4件、不存在3件）

※審査請求1件

◆個人情報保護制度 開示請求および審査請求はありません。

**問** 総務課総務係（☎ 23 - 2330）

### 【石狩北部地区消防事務組合】

◆情報公開制度 開示請求5件（実施機関：消防長、開示状況：全部開示2件、一部開示3件）

※審査請求はありません。

◆個人情報保護制度 開示請求1件（実施機関：消防長、開示状況：一部開示1件）

※審査請求はありません。

**問** 石狩北部地区消防事務 組合消防本部総務課（☎ 0133 - 74 - 5119）

広 告

広 告

広 告

## 読んで得する年金の話

### 【マイナポータルから年金の手続きができます】

マイナンバーカードをお持ちの方は、利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）と、スマートフォン等のマイナンバーカードを読み取りできる端末があれば、マイナポータルサイト（下記QRコード）から「国民年金被保険者の資格取得（種別変更）の届出」、「国民年金保険料免除・納付猶予申請」および「学生納付特例申請の電子申請」の手続きが可能です。



### 【産前産後期間の国民年金保険料が免除となります】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多児妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

出産とは妊娠85日以上の出産をいい、死産、流産、早産された方を含みます。対象者は「国民年金第1号被保険者」で、出産日が平成31年2月1日以降の方です。

出産前の方は予定日の6カ月前から、出産後の方はさかのぼって申請できます。納付済みの期間の保険料は、後日還付されます。

**問** 住民課戸籍年金係（☎23-2463）、札幌北年金事務所（☎011-717-4115）

## 北海道職員「普及職員（農業）」募集します

農業の生産性向上、農業経営や農村生活の改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する職員を募集します。

今後の職員採用試験の予定は以下のとおりです。

区分	応募資格	採用予定数
A	大学卒業または卒業見込みの方	10名
C	民間企業の経験がある方	13名

**受付**【A区分】8月14日（月）～8月23日（水）

【C区分】7月31日（月）～8月10日（木）

**試験** 9月24日（日） **問** 北海道農政部生産振興局技術普及課普及推進係（神林・☎011-204-5379）

## 今年のサマージャンボ宝くじは1等・前後賞合わせて7億円！

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が7月4日から全国で2種類同時発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

**期間** 7月4日（火）～8月4日（金） **抽選** 8月18日（金） **問** 公益財団法人北海道市町村振興協会（☎011-232-0281）

広 告

広 告

広 告



# お知らせ

## 特定小型原動機付自転車の取り扱いについて

7月から、特定小型原動機付自転車（電動キックボード）の交通方法等に関する規定が施行されるため、一定の要件を満たした場合は、特定小型原動機付自転車として下記のとおりに取り扱われます。

### 特定小型原動機付自転車の要件

- ①車体の大きさ 車体の長さ：1.9メートル以下、車体の幅：0.6メートル以下
- ②車体の構造 車両の出力：モーターの定格出力0.6キロワット以下、最高速度：時速20キロメートル以下

### 標識（ナンバープレート）の交付について

特定小型原動機付自転車用の標識は、交付が開始するまでは、従来どおり原動機付自転車（50cc以下）の標識による対応となります。

専用の標識は7月から交付できる見込みですが、確実に交付を受けたい場合は事前に問合せください。

標識の交付・一般の原動機付自転車用標識からの交換に必要なもの

- ①販売証明書または譲渡証明書（車台番号が必要です。交換の場合は、現在交付を受けている標識）②車両名、型式、定格出力、長さ、幅、最高速度等が分かる書類（カタログやパンフレット）

### 特定小型原動機付自転車の税額

1台につき2,000円（年税額）

### 注意事項

特定小型原動機付自転車を公道で運転できるのは、16歳以上の方に限られます。

公道を走行するためには、自賠責保険の加入や保安基準に適合した構造・保安装置が必要です。

標識を交換した場合は、標識番号が変わるため、ご自身による自賠責保険等の変更手続きが必要です。

問合せ 税務課税務係（☎23-2332）

## 刃物やガラス片の捨て方には注意しましょう

刃物やガラス片を捨てる際に、そのままごみ袋に入れて捨てないでください。

収集する人がケガをしないように、新聞紙等の紙にくるんで「刃物」「割れ物」と表記し、町指定のごみ袋に入れて捨ててください。

**問** 環境生活課環境対策係（☎23-2503）

## 第4回当別町ゼロカーボン勉強会を開催します

エネルギーという観点から、当別町の未来を考える勉強会を開催します。

**日時** 7月18日（火）19時～21時 **場所** 当別町商工会館2階 **内容** 勉強会、質疑応答、ディスカッション **問** 松岡（☎090-7514-0614） 申込みはこちら→



広 告

広 告

広 告